

●香川県人事委員会告示第2号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）の規定に基づき、香川県民間企業における夏季一時金に関する特別調査を次のとおり実施するので、同条例第3条の規定により告示する。

平成21年4月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

1 調査の名称及び目的

- (1) 名称 香川県民間企業における夏季一時金に関する特別調査
- (2) 目的 香川県内の民間企業における本年の一時金の支給状況を把握することを目的とする。

2 調査対象の範囲

香川県内に企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を有する企業（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に属する事業所を有する企業に限る。）347社について行う。

- (1) 漁業
- (2) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (3) 建設業
- (4) 製造業
- (5) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (6) 情報通信業
- (7) 運輸業、郵便業
- (8) 卸売業、小売業
- (9) 金融業、保険業
- (10) 不動産業、物品貯蔵業
- (11) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類71－学術・開発研究機関及び中分類73－広告業に限る。）
- (12) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類79－その他の生活関連サービス業に限る。）
- (13) 教育、学習支援業（中分類81－学校教育に限る。）
- (14) 医療、福祉（中分類83－医療業及び中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業に限る。）
- (15) サービス業（他に分類されないもの）（中分類93－政治・経済・文化団体に限る。）

3 報告を求める事項

- (1) 企業の名称及び企業全体の常勤従業員数
- (2) 本年の夏季又は年間の一時金の支給の決定状況
- (3) 本年の夏季又は年間の一時金の支給額・支給月数及び従業員平均賃金
- (4) 前年の夏季又は年間の一時金の支給額・支給月数及び従業員平均賃金

4 報告を求める者

調査企業の代表者

5 報告を求めるために用いる方法

郵便により配布及び回収する方法

6 報告を求める期間

平成21年4月21日から同年5月8日